

第十回 参議院法務委員会會議録第十六号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午前十一時五十四分開会

委員の異動

本日委員主輪貞治君辭任につき、その補欠として齋武雄君を議長において指名した。

本日議長において中山福藏君を委員に指名した。

本日の会議に付した事件

○連合委員会開会の件

○商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣送付)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○民事調停法案(衆議院提出)

○委員長(鈴木安孝君) 只今から委員会を開きます。

○委員長(鈴木安孝君) 御異議がないと認めます。さよう取計らいます。

○委員長(鈴木安孝君) 次に商法の一

部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について政府の説明を願います。

○政府委員(高木松吉君) 只今議題となりまして商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り昨年第七回国会において成立した商法の一部を改正する法律によりまして、商法については、株式会社に関する部分を中心とする大改正が加えられたのでありますが、他の法令中には、商法の規定を引用し、或いはこれを基礎としているものが相当数に上っておりますので、商法の改正に伴い、これらの法令中改正を必要とするものを生じたわけであります。

この商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、改正を必要とする関係法令中各所管庁において別途改正案を立案するもの以外の法令十四件を一括し、これらについて主として商法の改正に伴う整備のための改正を加えようとするものであります。その内容は、授権資本制度及び無額面株式の採用、会社機関の権限の調整等に対応する規定の整理等であり、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木安孝君) では本案に対する質疑は次回といたします。

等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題に供し、提案者の御説明を願います。

○衆議院議員(押谷富三君) 只今議題になりまして訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在執行吏につきましては、一般公務員の場合と同様に、昭和二十五年十二月三十一日以前に退職した者に対しては、六千三百七円ベースに基く恩給が支給されておりますが、一般公務員につきましては、今国会に別途提案されております恩給法の一部を改正する法律案によりまして、この種の者に對し、昭和二十六年一月一日より降七千九百八十一円ベースに基く恩給が支給されることとなり、執行吏につきましてもこれと歩調を合わせ、昭和二十六年一月以降同ベースに基き、恩給の年額を八万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改正する必要があるものであります。

これがこの法律案を提出する理由であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします次第であります。

○委員長(鈴木安孝君) 次に民事調停法案を議題といたします。提案者の説明を願います。

は、大正十一年に制定されました借地借家調停法を先駆とし、大正十三年に小作調停法、大正十五年に商事調停法、昭和七年に金銭債務臨時調停法、昭和十四年に人事調停法と順次制定され、更に同年中銀業法の一部改正により銀業賠償の調停が認められることとなり、大正十七年に制定

されました職時民事特別法は、右の各種調停制度実施の成績に鑑みまして、事件の種類、大小を問わず、およそすべての民事事件につき、当事者の申立により、或いは裁判所の職権により、調停を活用し得るようこの制度を拡大いたしました。ここに調停はあらゆる民事事件に及ぶこととなつたのであります。而して、終戦後、昭和二十二年に家事審判法が制定され、従前の人事調停が同法による家事調停になつて、今日に至つております。

裁判所の行う調停制度が、かように発展を遂げましたのは、民事関係の紛争につき、條理にかなひ、且つ、実情に即した司法的解決を簡易迅速に得られるという。この制度本来の重要な機能によるものと考えられるのであります。以上、各法律は、いづれもそのとき々の需要に依り逐次制定せられたものであります。かように類似した制度が多数ありますことは、裁判所の事務処理上はもとより、当事者の立場からいたしましても煩瑣に過ぎますので、その整理統合はかねて実務家等から強く要望されておりましたのであります。然るに、御承知の通り、最近裁判

所における民事事件は、急増の一途を辿り、その迅速な処理が必要となつてきておりますので、この際、過去三十年の実績に照らし、且つ、調停関係の実務家等の要望、意見等をも取入れまして、現行調停制度に若干の改正を加へると共に、各種法規を整理統合いたしましたのが、この法律案であります。尤も、身分上の紛争に関する家事調停につきましては、これを取扱う裁判所も異なり、且つ、事柄の性質上他の一般財産権上の紛争に関する調停と區別する必要があり、統合の範圍から除いたのであります。

次にこの法律案の大綱を申し上げます。一、各種調停に通ずる一般規定と、各種類による特別規定とに分け、その重要なものを法律に規定し、他は最高裁判所の規則の定むるところに任せて、運用上の便宜を図つたこと。二、調停は調停委員会で行うことを本則とし、調停委員会の調停に対する裁判所の認可の制度を廃止したこと。三、調停委員会は、調停のため特に必要があるときは、調停前の措置として必要な事項を命じ得ることとし、且つ、その内容を明らかにしたこと。四、金銭債務調停及び小作調停において認められ、民事特別調停において全調停に行われなくなつた、いわゆる調停に代る裁判につきましては、当事者の合意を基礎とする調停制度の趣旨から多少の修正を加える必要があり、異議の申立によつてその効力を失ふこととする等調停制度全体と

の調和を図つたこと。五、調停不成立等の場合において、申立人が調停の目的となつた請求について、一定期間内に訴を提起したときは、遡つて調停の申立の時に訴の提起があつたものとみなし、訴状には調停申立手数料に相当する印紙は貼用したものとみなして、訴訟費用等の点で誠実な調停申立人を保護することとしたこと。六、受訴裁判所は、事件について争点及び証拠の整理が完了した後は、当事者の合意がない限り、職権で事件を調停に付することができないこととし、調停手続によつて訴訟が遅延することを防止したこと。七、商事事件並びに損害事件については、特に仲裁判断の趣旨を受取り、調停委員会は、当事者の書面による合意があるときは、申立により適当な調停事項を定めることができることとし、これを調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有することとしたこと。八、罰則を整備したこと等でありまして、以上の外は、おおむね現行法規の整理統合に過ぎません。なおこの法律の施行期日は、借地借家調停法施行三十週年に当りまする本年十月一日といたしました。

以上が、この法律案の大要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(鈴木安孝君) 只今御説明になりました案につきましては、質疑は次回にいたすことにいたします。本日はこの程度で散会いたします。午後零時十三分散会

出席者は左の通り。
委員長 鈴木 安孝君
理事 鬼丸 義齊君

委員

- 北村 一男君
- 左藤 義録君
- 山田 佐一君
- 齋 武雄君
- 須藤 五郎君
- 押谷 富三君

衆議院議員

- 政府委員 法務政務次官 高木 松吉君
- 法務府法制意 野木 新一君
- 見第四局長
- 事務局側 常任委員 長谷川 宏君
- 会専門員

五月十七日本委員会に左の事件を付託された。予備審査のための付託は五月十一日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(案)

一、民事調停法案(案)

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

第一條 運河法(大正二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。
第十一條 削除
第十二條 会社経理庶務措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第二十三條第二項中「若しくは第二百五十四條又は有限会社法第九條第一項」を「又は第二百五十四條」に改め、「又は承諾の決議をしようとするとき」を削る。
第三十一條第四号中「若しくは承諾の決議に賛成」を削る。
第三條 会社利益配当等臨時措置法(昭和二十二年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中(当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した益金は、これを含まないものとする)を「(商法第二百九十三條ノ二の規定による配当をする場合を除き、当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した益金は、これを含まないものとする)」に改め、「第三項」を「第二項」に改め、同項第二号から第五号までを削り、同項第一号の次に次の二号を加える。
二 商法第二百八十八條(有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む)の規定により利益準備金として積み立てるべき金額
三 商法第二百八十八條ノ二(有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む)の規定により資本準備金として積み立てるべき金額
第二條第一項第六号中「前四号」

を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第二項を削る。
第三條第二項に次の但書を加える。
但し、商法第二百九十三條ノ二の規定による配当をする場合は、この限りでない。
第六條第二項を次のように改める。
前項の規定により当該官吏が臨検検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ。
第六條に次の一項を加える。
第一項の規定による報告の徴取又は臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
附則第三項中「第六号」を「第四号」に改める。
第四條 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第二十一條を次のように改める。
第二十一條 削除
第二十六條中「第七條」及び「第七條第二項及」を削る。
第五條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項第二号中「資本を倍額以上に増加する会社」を「発行済株式の総数と同数以上の新株を発行する会社」に、「その設立さ

れ、又は資本を増加する会社(以下「新会社」という)の商号、目的、資本金額及びその発起人の氏名又は名称」を「新たに設立する会社又は新株を発行する会社(以下「新会社」という)」について商法第六十六條第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び発起人又は取締役の氏名」に、同條第四項中「株金」を「発行価額」に、同條第五項中「資本の増加」を「新株の発行」に改める。
第二十五條の見出し中「資本の増加」を「新株の発行」に、同條第三項中「資本の増加」を「新株の発行」に、「第三百四十八條第二号から第四号まで、第三百五十三條、第三百五十四條第二項及び第三項並びに第三百五十五條」を「第二百八十條ノ二第三号並びに第二百八十條ノ八」に改める。
第六條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第六條第三号中「資本金額(出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。)」を「資本金額(出資総額を含む。以下同じ。)」に改める。
第七條 公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。
第四十七條第一項中「会社の資本金額」を「会社の発行する株式の総数又は額面株式を発行するときの一株の金額」に改める。
第四十九條を次のように改める。
(会計の整理)

を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第二項を削る。
第三條第二項に次の但書を加える。
但し、商法第二百九十三條ノ二の規定による配当をする場合は、この限りでない。
第六條第二項を次のように改める。
前項の規定により当該官吏が臨検検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ。
第六條に次の一項を加える。
第一項の規定による報告の徴取又は臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
附則第三項中「第六号」を「第四号」に改める。
第四條 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第二十一條を次のように改める。
第二十一條 削除
第二十六條中「第七條」及び「第七條第二項及」を削る。
第五條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項第二号中「資本を倍額以上に増加する会社」を「発行済株式の総数と同数以上の新株を発行する会社」に、「その設立さ

第四十九條 公益事業者は、委員

会規則で定めるところによりその
事業年度を定め、且つ、勘定
科目の分類並びに貸借対照表、
損益計算書及びその他の財務計
算に関する諸表の様式によりそ
の会計を整理しなければならな
い。

第八條 財閥商号の使用の禁止等に
関する政令（昭和二十五年政令第
七号）の一部を次のように改正す
る。

第三條第二項中「第五十八條第
二項」を「第五十八條第一項」に、
「檢察官」を「法務総裁」に、「第
十六條」を「第三百三十五條ノ五」
に改める。

第九條 資産再評価法（昭和二十
五年法律第百十号）の一部を次の
ように改正する。

第九條 資産再評価法（昭和二十
五年法律第百十号）の一部を次の
ように改正する。

第十條 私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律（昭和二十
二年法律第五十四号）の一部を次
のように改正する。

第十一條第二項中「他の会社の
株式」を「他の会社の発行済株式
の」に改める。

第十四條第二項中「いずれか一
の会社の株式をその総数の百分の
十を超えて」を「いずれか一の会
社の発行済株式の総数の百分の十
を超えてその会社の株式を」に改
める。

第十一條 商品取引所法（昭和二十
五年法律第二百三十九号）の一部
を次のように改正する。

第七條第六項本文及び第七
十條並びに商法（明治三十二
年法律第四十八号）第二百三十
九條第五項、第二百四十條第二
項（特別利害關係人の議決権）、
第二百四十四條（株主總會の議
事録）、第二百四十七條、第二百
四十八條、第二百五十條、第二
百五十二條及び第二百五十三條
（株主總會の決議の取消又は無
効の訴）の規定は、創立總會に
ついて準用する。この場合にお
いて、商法第二百四十七條第一
項中「第三百四十三條」とある
のは「商品取引所法第十二條第
四項」と読み替えるものとする
る。

第十八條を次のように改める。
（商法の準用）
第十八條 商法第九十三條、第
百九十四條及び第九十六條
（発起人の責任）の規定は、取引
所の発起人について、同法第四
百二十八條（設立の無効の訴）
の規定は、取引所の設立につ
いて準用する。

第四十四條第一項第四号中「資
本金額（出資総額若しくは株金総
額又は出資総額及び株金総額の合
計額をいう。）を「資本金額（出資
総額を含む。）」に改める。

第五十六條の見出しを「理事長
及び理事の権限」に、同條第三項
を次のように改める。

3 取引所の事務の執行は、定款
に別段の定がないときは、理事
長及び理事の過半数で決する。
第五十六條の次に次の一條を加
える。

（監事の権限）
第五十六條の二 監事は、取引所
の事務を監査する。

2 監事は、いつでも理事長又は
理事に対して事務の報告を求
め、又は取引所の事務及び財産
の状況を調査することができる。

3 監事は、理事長總會に提出し
ようとする書類を調査し、總會
にその意見を報告しなければな
らない。

4 第十二條第七項又は第七十一
條において準用する商法第二百
四十七條第一項の訴及び第十八
條において準用する商法第四百
二十八條の訴は、監事も提起す
ることができる。

第六十條の次に次の一條を加え
る。
（理事長及び理事の責任）
第六十條の二 理事長又は理事が
その任務を怠つたときは、その
理事長又は理事は、取引所に対
して連帯して損害賠償の責に任
ずる。

2 理事長又は理事が法令又は定
款に違反する行為をしたとき
は、總會の決議によつた場合に
もその理事長又は理事は、第三
者に対して連帯して損害賠償の
責に任ずる。

第六十五條を次のように改め
る。

（商法等の準用）
第六十五條 商法第二百五十四條
第三項（取締役と会社との関
係）、第二百六十六條第四項（取
締役の責任の免除）、第二百六
十七條から第二百六十八條ノ三ま
で（取締役に対する責任追及の
訴）及び第二百八十四條（取締
役又は監査役に対する責任の解
除）の規定は、理事長、理事及
び監事について、民法（明治二
十九年法律第八十九号）第五
十五條（理事の行為の代理）並び
に商法第三十九條第二項、第七
十八條、第二百六十二條（表見
代表取締役の責任）及び第二百
六十九條（取締役の報酬）の規
定は、理事長及び理事につ
いて、第六十條の二及び商法第
二百七十八條（監査役と取締役と
の連帯責任）の規定は、監事に
ついて準用する。

第六十九條に第五項として次の
一項を加える。
5 總會の議事録には、出席した
監事も署名しなければならな
い。

第七十一條を次のように改め
る。
（商法の準用）
第七十一條 商法第二百三十九條
第五項、第二百四十條第二項（特
別利害關係人の議決権）、第二
百四十四條（株主總會の議事録）、
第二百四十七條、第二百四十八
條、第二百五十條、第二百五十
三條及び第二百五十三條（株主
總會の決議の取消又は無効の
訴）の規定は、總會について準

用する。この場合において、商
法第二百四十七條第一項中「商
品取引所法第六十八條第一項」
と読み替えるものとする。

第七十六條中「商法第二百八十
二條から第二百八十五條まで」を
「商法第二百八十二條から第二百
八十四條まで及び第二百八十五
條」に改める。

2 第五十六條の二第二項及び第
三項、第六十條の二、第六十二
條から第六十四條まで、第六十
六條及び第七十五條並びに商法
第七十六條から第七十八條まで
（合名会社の社員の代表権）、第
二百四十四條第二項（議事録署
名義務者）、第二百四十七條（株
主總會の決議の取消の訴）、第二
百五十四條第三項（取締役と會
社との関係）、第二百六十六條第
四項（取締役の責任の免除）、第
二百六十七條から第二百六十八
條ノ三まで（取締役に対する責
任追及の訴）、第二百六十九條
（取締役の報酬）、第二百七十八
條（監査役と取締役との連帯責
任）及び第二百八十二條から第
二百八十四條まで（取締役の計
算書類の公示及び總會への提出
義務並びに取締役又は監査役に
対する責任の解除）の規定は、
清算人について準用する。この
場合において、商法第七十六條
及び第七十七條第一項中「総社
員の同意」とあるのは「總會の
決議」と、同法第二百四十七條

用する。この場合において、商
法第二百四十七條第一項中「第
三百四十三條」とあるのは「商
品取引所法第六十八條第一項」
と読み替えるものとする。

第七十六條中「商法第二百八十
二條から第二百八十五條まで」を
「商法第二百八十二條から第二百
八十四條まで及び第二百八十五
條」に改める。

2 第五十六條の二第二項及び第
三項、第六十條の二、第六十二
條から第六十四條まで、第六十
六條及び第七十五條並びに商法
第七十六條から第七十八條まで
（合名会社の社員の代表権）、第
二百四十四條第二項（議事録署
名義務者）、第二百四十七條（株
主總會の決議の取消の訴）、第二
百五十四條第三項（取締役と會
社との関係）、第二百六十六條第
四項（取締役の責任の免除）、第
二百六十七條から第二百六十八
條ノ三まで（取締役に対する責
任追及の訴）、第二百六十九條
（取締役の報酬）、第二百七十八
條（監査役と取締役との連帯責
任）及び第二百八十二條から第
二百八十四條まで（取締役の計
算書類の公示及び總會への提出
義務並びに取締役又は監査役に
対する責任の解除）の規定は、
清算人について準用する。この
場合において、商法第七十六條
及び第七十七條第一項中「総社
員の同意」とあるのは「總會の
決議」と、同法第二百四十七條

用する。この場合において、商
法第二百四十七條第一項中「第
三百四十三條」とあるのは「商
品取引所法第六十八條第一項」
と読み替えるものとする。

第七十六條中「商法第二百八十
二條から第二百八十五條まで」を
「商法第二百八十二條から第二百
八十四條まで及び第二百八十五
條」に改める。

2 第五十六條の二第二項及び第
三項、第六十條の二、第六十二
條から第六十四條まで、第六十
六條及び第七十五條並びに商法
第七十六條から第七十八條まで
（合名会社の社員の代表権）、第
二百四十四條第二項（議事録署
名義務者）、第二百四十七條（株
主總會の決議の取消の訴）、第二
百五十四條第三項（取締役と會
社との関係）、第二百六十六條第
四項（取締役の責任の免除）、第
二百六十七條から第二百六十八
條ノ三まで（取締役に対する責
任追及の訴）、第二百六十九條
（取締役の報酬）、第二百七十八
條（監査役と取締役との連帯責
任）及び第二百八十二條から第
二百八十四條まで（取締役の計
算書類の公示及び總會への提出
義務並びに取締役又は監査役に
対する責任の解除）の規定は、
清算人について準用する。この
場合において、商法第七十六條
及び第七十七條第一項中「総社
員の同意」とあるのは「總會の
決議」と、同法第二百四十七條

用する。この場合において、商
法第二百四十七條第一項中「第
三百四十三條」とあるのは「商
品取引所法第六十八條第一項」
と読み替えるものとする。

第七十六條中「商法第二百八十
二條から第二百八十五條まで」を
「商法第二百八十二條から第二百
八十四條まで及び第二百八十五
條」に改める。

第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百八十二條第一項又は第二百八十三條第一項中「前條ニ掲グル書類」又は「第二百八十一條ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第一百條第二項において準用する同法第七十五條に規定する書類」と読み替へるものとす

第十二條 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第三号中「及ヒ株式合資会社」及び同條第二項を削る。

第十三條 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五條から第七條までを次のように改める。

第五條乃至第七條 削除

第十四條 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五條中「総株金四分ノ一以上ノ払込アリタル後定款変更ト同一方法ノ決議ヲ經」を削る。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 この法律施行前に株主總會の承認その他適法の手続を経て確定した利益又は剰余金の配当については、なお従前の例による。

3 株式合資会社及び商法（明治三

十二年法律第四十八号）施行前に設立した合資会社については、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和二十六年五月二十六日印刷

昭和二十六年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所